

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の要旨

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、東海研究開発センター原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）を修正しましたので、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

（修正の概要）

- ・ 副原子力防災管理者の見直し、所内支援組織、現場防護活動組織の一部変更等の修正

第 1 章 総 則

（防災業務計画の目的）

- ・ 防災業務計画は、原災法に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の実施等について定め、原子力災害に対し適切な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

- ・ 原子力防災管理者は原子力防災組織を統括管理するものとし、原子力科学研究所の所長とする。

（原子力事業者防災業務計画実施の基本方針）

- ・ 防災業務計画は、防災基本計画及び地域防災計画に沿って作成し、関係省庁、所在地方公共団体及びその他の関係諸機関と連携を図り、総合的に防災業務を実施する。

（原子力事業者防災業務計画の運用）

- ・ 原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員その他の原子力災害対策を担当する職員等（以下「原子力防災要員等」という。）は、計画に基づき原子力災害対策活動を行う。

（原子力事業者防災業務計画の修正）

- ・ 防災業務計画は、毎年検討し、検討結果を関係自治体に報告するものとし、修正する場合は関係自治体と協議する。また、修正結果の写し等を関係自治体に提出する。

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

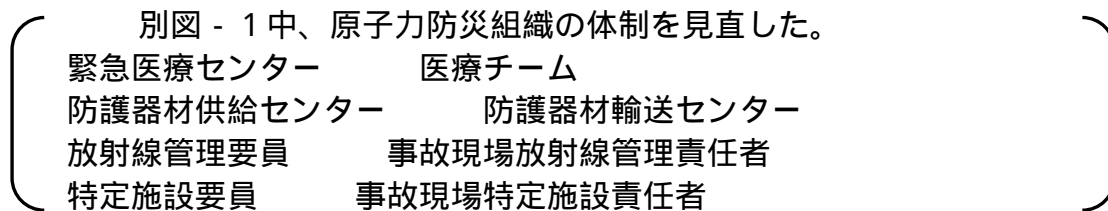
（原子力防災体制）

- ・ 原子力防災管理者は、原子力科学研究所に原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う原子力防災組織として現地対策本部を設置する。

- ・ 原子力防災組織は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の職員で構成する。
- ・ 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者を補佐するとともに、原子力防災管理者の不在時に原子力防災組織を統括する。
その代行順位は、１）副所長 ２）保安管理部長 ３）放射線管理部長 ４）研究炉加速器管理部長 ５）ホット試験施設管理部長 ６）安全試験施設管理部長 ７）バックエンド技術部長 ８）工務技術部長 ９）保安管理部次長 １０）研究炉加速器管理部次長とする。

（原子力防災組織の運営）

- ・ 原子力防災管理者は、原災法第 10 条第 1 項に規定する基準又は事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災要員等を招集し、現地対策本部を設置する。また、現地対策本部長は現地事故対策連絡会議等と協議し現地対策本部を解散する。



（放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備）

- ・ 原子力防災管理者は、放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置し、機能を維持するとともに、原子力防災資機材、資料及び緊急被ばく医療の設備等を整備する。

（原子力災害対策活動で使用する資料等の整備）

- ・ 原子力防災管理者は、緊急事態応急対策を講じる際に必要となる資料を整備する。

（防災教育及び防災訓練の実施）

- ・ 原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、防災業務計画に関する知識等を習得し原子力防災活動の円滑な実施に資するため、教育を実施するとともに、防災訓練を実施する。また、国又は関係自治体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力する。

（関係機関との連携）

- ・ 原子力防災管理者は国、関係自治体及び防災関係機関と平常時から協調し、防災情報を収集及び提供等の相互連携を図る。また、原子力災害発生時には、オフサイトセンターに設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に副原子力防災管理者及び原子力防災要員を派遣するとともに、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。

（事業所外運搬事故における事前措置）

- ・ 原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象事故を想定し、運搬計画書、

非常時連絡表の作成及び防災資機材の整備及び携行。また、特定事象が発生した場の体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

(通報連絡)

- 原子力防災管理者は、特定事象の発生について通報を受け、又は発見したときは、直ちに別表 2 に示す関係機関に対し、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を電話で連絡する。また、特定事象に該当しない事故についても関係機関に通報連絡する。

(別表 - 2 中、外部機関の名称変更に伴って修正した。)
(茨城海上保安部 第三管区海上保安本部茨城海上保安部)

(応急措置)

- 原子力防災管理者は、事故及び被害状況の情報を収集し、避難誘導、入構制限措置、放射線量の測定、負傷者及び放射線障害者などの救出及び医療機関への移送を含む緊急被ばく医療の応急措置、消火活動、汚染拡大の防止、線量評価、広報活動、応急復旧対策、原子力災害防止の拡大防止措置、資機材の調達及び輸送等の応急措置を実施する。

また、応急措置の概要について、関係機関に報告するとともに、関係自治体及びオフサイトセンターへ原子力防災要員等を派遣する。

(緊急事態応急対策)

- 原子力防災管理者は、原子力緊急事態に至った場合は、緊急時体制を宣言し、必要な箇所に報告する。また、関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、関係自治体及びオフサイトセンターへ原子力防災要員等を派遣するとともに、原子力防災資機材の貸与等の措置を講じる。

第4章 原子力災害事後対策

(緊急事態応急対策等の報告)

- 原子力防災管理者は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施の方針を、原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに関係機関に報告する。

(復旧対策)

- 原子力防災管理者は、復旧計画を策定し、復旧対策を実施する。また、被災者の相談窓口、現地対策本部の解散、原因究明と再発防止対策の実施等を行うとともに、緊急事態応急対策に引き続き、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与等の措置を講じる。

第5章 その他

(他の原子力事業所等への協力)

- 原子力防災管理者は、他の事業所で原子力緊急事態が発生した場合には、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、関係執行機関が行う環境放射線モニタリ

ング、周辺区域の汚染検査、その他必要な協力を行う。

- ・ 「原子力事業所安全協力協定」に基づき、原子力科学研究所以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。